

議会だより

旧光市議会定例会

第5回光市議会定例会が、9月1日から22日までの22日間の会期日程で開かれました。この議会では、光市教育委員会委員の任命についてなど18議案が審議され可決されました。また、平成15年度一般会計や特別会計、公営企業会計の11会計の歳入歳出決算が認定されました。主な内容は次のとおりです。

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給料の支給について、月の途中で市長等でなくなった場合における月額支給を、日額支給に改めるため条例の一部を改正しました。

光市・大和町合併協議会の廃止について

平成16年10月4日からの合併に伴い、平成16年10月3日をもって光市・大和町合併協議会を廃止したものです。

光市教育委員会委員の任命について

平成16年9月30日で任期満了となる、田中至隆氏(室積5丁目)、吉田師郎氏(現教育長・島田2丁目)が引き続き任命同意されました。

議員提出

決算特別委員会の設置について

平成15年度光市一般会計、同年度

特別会計及び同年度公営企業会計の決算に関するものを審査するため、特別委員会を設置されました。

平成15年度光市各会計歳入歳出決算総括表

| 会計別 | 歳入額 | 歳出額 |
|--------------|-----------------|-----------------|
| 一般会計 | 17,366,296,310円 | 16,864,803,641円 |
| 特別会計 | 3,638,924,683円 | 3,611,414,288円 |
| 国民健康保険 | 33,871,407円 | 29,483,195円 |
| 簡易水道事業 | 1,895,838,263円 | 1,895,838,263円 |
| 競艇事業 | 27,712,877円 | 26,573,863円 |
| 同対策住宅新築資金等貸付 | 9,188,500円 | 59,830,415円 |
| 墓園 | 2,261,474,628円 | 2,777,611,798円 |
| 下水道事業 | 4,079,285,986円 | 4,137,471,066円 |
| 老人保健 | 2,544,121,009円 | 2,527,829,828円 |
| 介護保険 | 31,856,713,663円 | 31,930,856,357円 |
| 合計 | | |

旧大和町議会定例会

第5回大和町議会定例会が、9月6日から15日までの10日間の会期日程で開かれました。この議会では、平成15年度一般会計や特別会計、企業会計の12会計の歳入歳出決算認定についてなど47議案が審議され可決されました。主な内容は次のとおりです。

大和町土地開発公社の解散について

合併に伴い、土地開発事業を光市土地開発公社に引き継ぐため、大和町土地開発公社を解散したものです。

町道の認定について

大和町大字三輪字上宇立から同じく字流田に至る「農道宇立D線」が町道として認定されました。

光市・大和町合併協議会の廃止について

平成16年10月4日からの合併に伴い、平成16年10月3日をもって光市・大和町合併協議会を廃止したものです。

議員提出

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬及び費用弁償等の支給について、月の途中で議会の

平成15年度大和町各会計歳入歳出決算総括表

| 会計別 | 歳入額 | 歳出額 |
|--------------|----------------|----------------|
| 一般会計 | 3,652,996,396円 | 3,632,996,461円 |
| 特別会計 | 806,012,495円 | 759,320,504円 |
| 国民健康保険 | 90,861,099円 | 77,806,734円 |
| 簡易水道事業 | 80,759,635円 | 8,110,296円 |
| 住宅新築資金等貸付事業 | 3,268,122円 | 3,108,962円 |
| 交通災害共済事業 | 445,698,932円 | 440,408,802円 |
| 下水道事業 | 916,467,390円 | 912,450,700円 |
| 老人医療事業 | 1,465,221円 | 958,095円 |
| 共同墓地事業 | 20,728,316円 | 20,400,631円 |
| 訪問看護ステーション事業 | 549,492,876円 | 545,485,886円 |
| 介護保険 | 6,567,750,482円 | 6,401,047,071円 |
| 合計 | | |

議員でなくなった場合における月額支給を、日額支給に改めるため条例の一部を改正しました。

光市・大和町合併協議会 第19回会議の内容

開催日/平成16年9月28日 会場/あいぱーく光

「光市職員退職年金条例」など暫定施行させる条例15件について報告しました。

専決処分により定める条例…合併に際して空白の期間を設けることが適当でない事務事業に関するもので、合併と同時に制定し施行させる必要があるもの。暫定施行により定める条例…合併後、光・大和地域のどちらか一方のみに適用するもの。

平成16年度光市・大和町合併協議会決算(見込み)について

平成16年度歳入歳出予算額139万9千3千円に対して、歳入決算見込額139万9千226円、歳出決算見込額112万6千889円6円となり、歳入歳出差引残額27万2千336円9角が剰余金となる見込です。なお、決算により生じた剰余金については、新市の歳入とする予定です。

生活バス路線の運行について

【市営バス運行事業】
大和町営バスは、岩田駅を起点に5路線、往復で10便運行されています。

したが、新市における交通弱者の足の確保並びに地域間の交流促進が図れるよう、一部の路線について光市の「あいぱーく光」まで路線延長し、新市の市営バスとして運行することとしました。

【広域市町村バス支援事業】

光市役所から旧熊毛町の魚切・兼清・篠場に至る3路線を防長交通に依頼して運行していましたが、そのうち一部を三井地区経由に変更して運行することとしました。

事務事業の調整結果

合併協議会で確認された合併協定項目のうち、「合併時まで調整する」または「合併時に新たな制度を創



協定項目9 一般職の職員の身分の取扱い

第6回会議確認事項
光市及び大和町の一般職の職員であるものは、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
職名等については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図るものとする。
給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整を図るものとする。

主な調整内容

給与については、新市の規模に近い光市の例により調整することとしますが、給与の適正化の観点から、一部諸手当の見直しを行いました。

光市・大和町合併協議会の解散について

光市・大和町合併協議会は、10月4日に新市「光市」が誕生することに伴いその役割を終え、10月3日をもって解散することが報告されました。

報告された事項

光市長職務執行者が専決処分等により定める条例について

新市の条例・規則等の取扱いについては、第4回会議で、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容を基本としながら、新市における事務事業に支障をきたさないよう整備することが確認されています。

このことから、新市の条例・規則等のうち、「光市役所の位置を定める条例」など市長職務執行者が専決処分(議会に代わって制定すること)により定める条例172件と、

